

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のお知らせ

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給しています。(一定の収入制限あり)

広報紙「つながり」12月15日号において「5万円現金分」の給付をご案内していましたが、政府の方針転換を受け、子育て世帯のみならず、卒業、入学や新学期を迎えるにあたり、より様々な用途に活用していただけるよう、10万円の現金を一括で支給します。

対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③10月から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

受給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当を受給している人(9月生まれを含む) = **申請不要**
養育する高校生がいる場合は高校生分を含めて12月24日(金)に振込みました。
ただし、公務員の人は**要申請**。
 - ②高校生児童のみを養育している人 = **要申請**
 - ③12月から令和4年3月までに生まれた児童の児童手当を受給している人 = **要申請**
10月から11月までに生まれた児童の児童手当を申請済の人は、児童手当支給認定の後、1月以降順次振込予定です。
ただし、公務員の人は**要申請**
- ※生計を維持する程度の高い者の所得で判定されます。(児童手当受給者もしくはそれに準じる対象者)
※所得制限限度額は、児童手当の所得制限に準じます。所得制限により、現在、特例給付を受給している人は対象になりません。所得制限限度額についてはホームページでご確認ください。
※申請が必要と思われる人には、12月末に申請書を送付しました。ホームページからもダウンロードできます。(申請後、審査があります。所得制限や養育要件により、支給できない場合があります。)

給付額

対象児童1人につき **10万円**

申請・問い合わせ

子育て支援課 児童福祉係(120番窓口・内線522)または郵送で令和4年3月31日(木)必着にて受付